

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例について

平成15年3月27日

総務部

1 改正の趣旨

恩給法等の一部を改正する法律の一部改正等(今国会で議決予定)に準じ、  
相応規定の改正等所要の措置を講ずるものであること。

2 改正の要点

(1) 遺族扶助料に係る加算額の引下げ

- 60歳以上の妻及び扶養遺族である子を一人有する妻について、1,400円の減額  
(年額) 154,200円 → 152,800円
- 扶養遺族である子を二人以上有する妻について、2,400円の減額  
(年額) 269,900円 → 267,500円

(2) 通算退職年金等の年額改定

通算退職年金及び通算遺族年金の年額について、0.9%減額改正

3 施行期日

平成15年4月1日

恩給支給状況

区 分	人 数	現 行 年 額 (円)	改 定 後 年 額 (円)	備 考
	平均年齢			
退隠料	2	3,297,500	3,297,500	
	88.0			
遺族扶助料	6	5,789,600	5,781,200	最低保 障適用 者4人
	87.7			
通算退職年金	2	1,842,200	1,825,700	
	75.0			
合 計	10	10,929,300	10,904,400	
	85.2			